○○保護者クラブ細則　（例）

↑“○○”には、例えば「バレーボール」等の名称を入れる

**第１章　細則制定の趣旨**

第１条　保護者クラブ活動全体規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき、本クラブ細則を制定する。

**第２章　総則**

第２条　本細則は、保護者クラブに所属する生徒及びその保護者に対して適用し、本クラブの保護者会規約を兼ねることとする。

第３条　本細則は、以下の内容について定めることとする。

➀保護者会　②クラブ代表等の役員　③クラブの活動　④スポーツ傷害保険及び賠償任保険の加入

⑤クラブ活動実施時の保護者当番　⑥クラブ活動の会計　⑦クラブの指導者　⑧その他(名簿の管理等)

第４条　本細則は、前条に示す内容を定めることにより、本クラブの活動が円滑に行われるようにするために制定する。

**第３章　保護者会議**

第５条　本クラブは５月と９月の年２回、保護者会議を実施し、第３条に示す内容について協議し、決定することとする。

**第４章　役員**

第６条　本クラブには以下の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

➀会長（クラブ代表）：１名　　②会計：１名　　③会計監査：１名

④学年代表：各学年１名（会長は学年代表と兼務でも可）

第７条　前条に示す役員の任期は、該当年度の９月の保護者会から、翌年の同会までとする。ただし、新１年生の学年代表は、該当年度の５月の保護者会から、９月の保護者会までの期間とする。

**第５章　活動**

第８条　本クラブは、クラブ規約第２０条の規定による「クラブ活動計画表」に基づいて実施することとする。

第９条　通常の活動場所の管理・施錠及び対外試合会場等での送迎等は、保護者が責任を負う。

**第６章　スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入**

第１０条　クラブ員、指導者は、スポーツ傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

**第７章　会計**

第１１条　本クラブの会計年度は、該当年度９月の保護者会から、次年度の同会までとする。

第１２条　本クラブの運営にあたって、活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入、対外試合参加に必要な経費及び競技団体への加入登録費等を勘案し、年間にかかる経費を算出し、それを基にクラブ費として徴収することとする。なお、部活動で徴収する部費とは区別して会計処理すること。

第１３条　前条に示す費用の徴収方法は各クラブ保護者会で決定する。

第１４条　前条の徴収にかかわる事務は、会計が担当することとする。

第１５条　会計報告は、会計監査を経た上で９月のクラブ保護者会議で行うこととする。

**第８章　指導者**

第１６条　クラブ指導者を依頼する場合、第５条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、校長に部活動の外部指導者の委嘱を申請することとする。

**第９章　その他**

第１７条　第１条にあるように、本細則は保護者クラブ全体規約に基づくことから、万一、本細則が定める内容と部活動規約及びクラブ活動全体規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規約及び保護者クラブ全体規約を優先する。

第１８条　本細則の改正は、本クラブの役員の協議において改正案を作成し、それを保護者会で承認した場合に行われることとする。

付則　本規約は、令和５年　月　日より施行する。　　←施行日は各クラブで定める。